

報告第 7 号

令和 5 年度決算に基づく湯梨浜町の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく湯梨浜町の資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

令和5年度決算に基づく湯梨浜町の資金不足比率について

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	備考
国民宿舎事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号。以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
温泉事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がない場合は「—」と表記する。